

とっとりバイオフロンティア
化学物質管理マニュアル

令和8年4月

公益財団法人鳥取県産業振興機構

とっとりバイオフロンティア

化学物質管理マニュアル

目 次

	ページ
はじめに	1
第1章 第4条 定義	2
第1章 第5条 化学物質保有状況調査	3
第1章 第6条 化学物質管理年間計画	
第1章 第7～13条 組織 及び 管理体制	4
第2章	
第3章 第14条 化学物質管理委員会	5
第3章 第15条 職場巡視	6
第4章 第16条 化学物質リスクアセスメント	7
第4章 第17条 SDSの周知	8
第5章 第18～19条 新規入場時の教育 研修	9
第6章 第20～27条 化学物質の管理及び廃棄等	10
第6章 第20条 毒物及び劇物の管理	12
第6章 第21条 特定化学物質の管理	13
第6章 第22条 有機溶剤の管理	14
第6章 第23条 危険物の管理	15
第6章 第25条 高圧ガス、液体窒素その他のガスの管理	16
第6章 第26条 処分・廃棄	17
おわりに	21

はじめに

とっとりバイオフロンティア（以下「当施設」という。）では、化学物質の使用、保管及び処分に関する基本事項を定め、事故等の防止を図ることを目的に「とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則」を制定しました。この規則に定める責任体制に基づく化学物質の管理を行うことを当施設利用者の責務としています。

本書は、とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則に基づき、化学物質を当施設館内で使用する者(使用者)が安全に化学物質を取扱うため必要な最低限の事項、様式等を記載しています。

使用者は化学物質の適正な管理を行うことはもちろん、保管量等必要な数量把握を行い、統括管理者の求めに応じ速やかに報告する等、本書の内容を理解し責任ある対応をお願い致します。

とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則の構成と使用者に課せられる内容

使用者の遵守事項	とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則
定義、義務、管理体制	第1章 総則 第2章 管理体制
委員会、巡視	第3章 会議及び巡視
リスクアセスメント、教育、研修	第4章 化学物質のリスクアセスメント 第5章 教育及び研修会
化学物質の入手、管理、廃棄	第6章 管理及び廃棄
局所排気装置の設置等	第7章 その他

第1章 第4条 定義

当規則において、「化学物質」とは、以下に掲げるものをいいます。

- 一 毒物（特定毒物を含む）及び劇物
（毒物及び劇物取締法に規定されたもの。特定毒物を含む）
- 二 特定化学物質
（労働安全衛生法に規定されたもの）
- 三 有機溶剤
（労働安全衛生法に規定されたもの）
- 四 通知対象物質
（労働安全衛生法に規定されたもの）
- 五 危険物
（消防法に規定されたもの）
- 六 麻薬及び向精神薬等（麻薬及び向精神薬取締法に規定されたもの）
- 七 特定危険有害化学物質等
（労働安全衛生規則第24の15に規定されたもの）
（危険性・有害性を有する）
（化学物質であって、労働安全衛生法に定める通知対象物以外の
全ての物質）
- 八 一～七以外で、特別な管理が必要として施設長が定める物質。

六 麻薬及び向精神薬等については、当施設を使用する各企業及び研究グループが、法に則り適正に管理すること。
（とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則 第24条）

第1章 第5条 化学物質保有状況調査

1. 目的

この調査の目的は、当施設において使用される化学物質の種類及び数量を把握のために実施します。調査内容は、化学物質の保管法、取扱い方法、教育等に活用し、施設内のより一層の適切な管理及び運営に役立てます。

2. 調査の実施方法

(1) 調査対象

当施設の入居者は、保管する全ての化学物質について、統括管理者に報告が必要です。報告は、入居者ごととします。化学物質の保管量の多少を問わず、全ての化学物質が報告の対象です。

(2) 調査報告の時期について

- ① 入居開始時
- ② 1年に1回（4月）

(3) 調査報告提出先

入居者は、保有又は新規に購入する化学物質を、「化学物質保有状況調査表」に記入し、統括管理者に提出します。

様式第1号 化学物質保有状況調査表

第1章 第6条 化学物質管理年間計画

1. 化学物質管理年間計画の目的

当施設は、化学物質による事故・災害を防止するための施策の実施時期及びその実行者を明確にするため、化学物質管理年間計画を策定します。

年間計画は、別紙「とっとりバイオフロンティア化学物質管理年間計画表」に記載します。

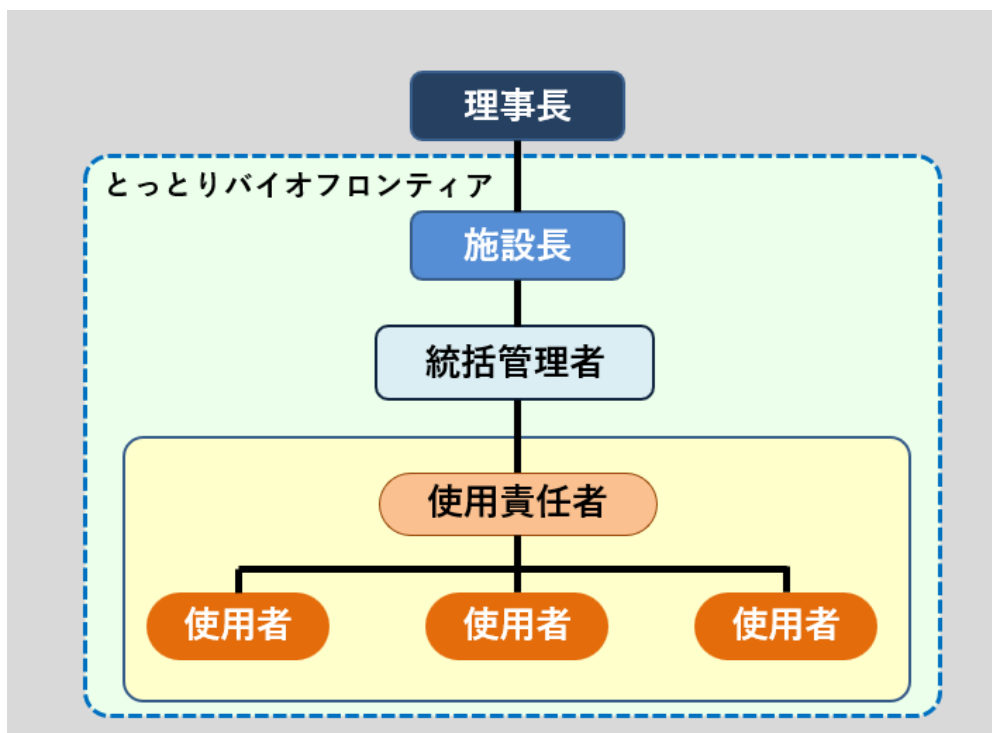
2. 化学物質管理年間計画策定の時期

計画年度初回の化学物質管理委員会において、前年度の化学物質管理年間計画の達成状況を審議し、当該年度の計画を策定します。

様式第2号 化学物質管理年間計画表

第1章 第7条～第1章 第13条 組織 及び 管理体制

図 バイオフロンティアにおける化学物質管理体制

**1 施設長**

施設長は、当施設における化学物質管理の現場責任者として、最終的な決定を下します。

2 統括管理者

当施設を利用する各企業及びグループの化学物質管理の具体的な基準を定めます。

統括管理者は各企業及びグループで選任された使用責任者に対し、化学物質による事故・災害を防止し、化学物質管理を統一する上で必要な指示・指導を行います。

3 使用責任者

当施設を利用する各企業及びグループは、日常の研究業務における化学物質による事故・災害を防止し、化学物質を適切に管理するため、使用責任者を置きます。使用責任者は、実際に当施設を利用し、使用者を管理監督できる方を選任します。

使用責任者は、統括管理者の指示に従い、当施設における化学物質管理のルールを使用者に伝達し、それが遵守されるよう使用者を指導します。

各企業及びグループ等のうち、当施設の入居者は、その氏名を様式第3号「化学物質使用責任者選任報告書」により、統括管理者に報告します。

使用責任者が交代したときも同様とします。

様式第3号 化学物質使用責任者選任報告書

第3章 第14条 化学物質管理委員会

1. 目的

この委員会の目的は、施設の安全利用の啓蒙及び使用者の化学物質による事故災害を防止する事です。活動に必要な情報の収集と共有を行い、当施設全体の化学物質の安全を推進します。

2. 活動内容 及び 実施事項

- (1) 化学物質管理について話し合う場を設けるため、化学物質管理委員会を年 3 回開催します。
- (2) 化学物質管理委員会の委員は、施設長、統括管理者及び当施設入居の使用責任者で構成します。
- (3) 職場巡視結果をもとに化学物質管理の現状を把握し、事故・災害の防止対策と今後の管理に必要な事項を審議します。
- (4) 委員会の決定・共有事項は、文書により各入居者に回覧し、使用者に周知します。

様式第4号 化学物質管理委員会議事次第

様式第5号 化学物質管理委員会議事録

第3章 第15条 職場巡視

1. 目的

職場巡視は、化学物質の取り扱い状況の問題点や保管・管理の問題点を早期発見し、改善することを目的としています。また、巡視によって使用責任者等とコミュニケーションを図り、化学物質に関わる管理を円滑に実施することが目的です。

2. 実施内容

- (1) 統括管理者は、化学物質を使用する全実験室を対象に職場巡視を行います。
- (2) 職場巡視は、年3回行います。
- (3) 職場巡視をすることで、化学物質による作業者の危険・有害につながる問題点を早期に発見し、対策を講じ、化学物質による事故・災害を未然に防止します。
職場巡視は、化学物質を取り扱う実験室ごとに実施します。
- (4) 職場巡視は、チェックリストを用い評価します。
悪い点の指摘で終わるのではなく、良い点も評価します。

3. 職場巡視内容の報告

- (1) 統括管理者は、「職場巡視結果報告」を作成し、各入居者の使用責任者に報告します。
また、施設内で共通する事項については、化学物質管理委員会で報告します。
- (2) 職場巡視において問題点が指摘された事項については、その場で対応できる内容のものは、直ちに改善するように指導します。

様式第6号 職場巡視チェックリスト

様式第7号-1 (各企業個別回答用) 職場巡視結果報告

様式第7号-2 (化学物質管理委員会報告用) 職場巡視結果報告

第4章 第16条 化学物質のリスクアセスメント

1. 目的

平成26年6月の労働安全衛生法改正により、リスクアセスメントの実施が義務付けられ、平成28年6月1日より施行されました。

また、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年9月18日付け指針公示第3号、以下「指針」）により、リスクアセスメントの基本的考え方及び手順が定められました。

指針は、「労働安全衛生法第57条の3第1項の政令で定める物及び通知対象物」に係るリスクアセスメントについて適用され、労働者の就業に係る全ての化学物質を対象としています。

バイオフロンティアでは、化学物質使用者の危険又は健康障害を防止するため、とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則第16条に基づき、リスクアセスメントの実施を推奨します。

2. リスクアセスメント実施手法

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、様々な機関から様々な支援ツールが公開されています。各ツールの特色やご所属内の状況を考慮したうえで、適切なツールを取り入れ、リスクの見積りに役立ててください。

（例）

- ① 健康障害防止のためのリスクアセスメント ・ ・ 定性的評価法
- ② 爆発・火災防止のためのリスクアセスメント ・ ・ 中央労働災害防止協会方式に準じた方法

3. リスクアセスメント実施者

使用責任者（とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則 第11条）

4. リスクアセスメント実施時期（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）

- （1）対象物を新規に取扱い又は変更するとき
- （2）対象物を取り扱う作業の方法 ・ 手順を新規に採用又は変更するとき
- （3）対象物による危険性又は有害性等に変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき

5. リスクアセスメントの結果

- （1）使用責任者は、リスクアセスメントの結果及び結果に基づいて講ずる措置の内容を、使用者に周知すること。
- （2）新規入場時の教育において、リスクアセスメントの結果を用い、化学物質の危険有害性の教育を実施すること。

第4章 第17条 SDSの周知

1. 目的

労働安全衛生法では、「労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある化学物質で法に定めのあるもの」について、その化学物質の情報を、提供者（=販売者）が使用者（=ユーザー）に通知し、ユーザー側の事業者は、通知された情報を当該化学物質を取り扱う労働者に周知しなければならないと定められています。

使用責任者は労働安全衛生法第101条第2項に基づき、取り扱う化学物質の労働安全衛生法第57条の2に定める安全データシート（SDS）を入手し、その内容を実験室等に掲示又は備え付け、使用者に周知しなければなりません。



2. 使用する化学物質のSDSの備え付け

- (1) 使用責任者は、化学物質の購入時にSDSを入手する。
- (2) SDSを使用者がわかりやすいところに保管する。
- (3) 使用責任者は、保管するSDSを年1回確認する。

第5章 第18条 新規入場時等の教育

1. 使用責任者は、当施設の設備を利用し化学物質を取り扱う使用者全員に、安全衛生教育を実施します。
2. 教育は、当施設を利用する各企業及び研究グループ毎に実施するものとします。
3. 新規入場時の教育の内容は、以下の通りです。

当施設が実施する教育

- (1) とっとりバイオフロンティア化学物質管理規則の内容

各企業等が実施する教育

- (2) 使用する化学物質のSDSを用いた、危険性及び有害性の理解
- (3) 使用する化学物質により発生しうる事故・健康障害について
- (4) 事故・健康障害を防止するための作業環境管理の方法について
- (5) 必要な保護具

4. 教育・研修を実施後に使用責任者は、「新規入場者等 化学物質受講者名簿」に記録し、保管します。

様式第8号 新規入場時等 化学物質教育受講者名簿

第5章 第19条 研修

当施設は、使用者の化学物質による健康障害リスクの低減、法令遵守の徹底並びに化学物質に対する自主管理能力の向上を図るため、定期または必要に応じて使用者に対する研修を実施します。

(2) 保管庫内の薬品容器には、**転倒防止策**を施します。



(3) 受払簿に記入し、化学物質の使用量と使用者を記録します。

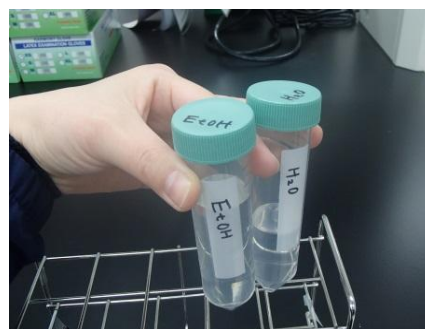
受払簿は、保管庫付近に場所を決めて置きます。

(4) 実験操作の中の試薬ビンや化学物質が入った容器（廃液保管容器を含む）は、

有害物質の拡散防止のため、可能な限り**ふた**をします。

4. 化学物質使用時の注意事項

(1) 試薬等が入ったガラス器具、容器類には、**使用者名、内容物を明記**すること。



(2) 実験スペースを**整理整頓**すること。

整理整頓がされていない環境中で実験を行うと、器具の転倒、試薬の取り違い、データの取り違いなどが発生し、化学物質のばく露や災害・事故につながります。



第6章 第20条 毒物及び劇物等の管理

特定毒物」「毒物」「劇物」の判定基準は以下のとおり。

毒物		劇物
特定毒物	毒物	
右記のうち極めて毒性が強く、かつ広く使用されるもの。 四アルキル鉛、モノフルオール酢酸など。	一般成人男性の致死量が2g程度以下。 水銀・ヒ素・シアン化ナトリウムなど。	一般成人男性の致死量が2~20g程度のも。刺激性が著しく大きいもの。 アンモニア、過酸化ナトリウム、酢酸エチルなど。

1. 毒物、劇物使用時の注意事項

- (1) 毒物、劇物は健康障害の発生リスクが大きい。取扱いには細心の注意を払うこと。
- (2) 紛失、盗難等を予防するため、**施錠**し厳重に保管すること。
- (3) 実験で毒物、劇物を使用した場合は、実験ノートに実験内容・使用化学物質等を詳細に記録すること。

[毒物、劇物の保管]

1. 保管庫の要件・床に固定されていること。

「**鍵**」が掛かること。

鍵の保管は、使用責任者とする。

表示「**医薬用外毒物**」「**医薬用外劇物**」

使用責任者

〇〇〇〇



2. 管理の明確化

保管庫前面に**使用責任者名**を表示する。

3. 毒物、劇物を保管する容器

蓋つきの容器を使用。ラベルが明確であり、「**医薬用外毒物**」

「**医薬用外劇物**」の表示がされているものに限る。

医薬用外毒物

医薬用外劇物

医薬用外
毒物 医薬用外
劇物

4. 受払簿

使用者は、化学物質の使用の都度、日時、使用量、使用目的等を必ず記録する。

様式第9号 毒物等受払簿

5. 使用責任者

定期的に在庫量を確認する。受払簿を**5年間保管**する。

2. 事故発生時の措置

- ・ **毒物、劇物による事故、災害が発生した場合**、使用責任者は直ちに統括管理者に報告しなければならない。

第6章 第21条 特定化学物質の管理

特定化学物質等障害予防規則の対象となる特定化学物質は、健康障害（がん・皮膚炎・神経障害等）のリスクが高い物質である。

特定化学物質は、製造禁止物質、第一類物質、第二類物質、第三類物質に分けられる。特定化学物質の多くは毒物、劇物に指定されている。

特定化学物質

塩素化ビフェニル
アクリルアミド
フッ化水素 など

使用者が実施すべき項目		特化則
1. 設備の使用	作業時は、局所排気装置を使用する	第8条
2. 保護具	作業時は、適切な保護具を使用しなければならない 保護衣（白衣等）、保護めがね 保護手袋、呼吸用保護具	第43条～ 第45条
3. 喫煙等の禁止	実験室内では飲食禁止	第38条の2
4. 作業記録	特別管理物質取扱い作業（実験）後は、「作業記録」を記入する 様式第10号 作業の記録 年間記録表	第38条の4
5. 特殊健康診断	第1類物質、第2類物質を取り扱う使用者は、特殊健康診断を受診する	第39条

使用責任者・統括管理者が実施すべき項目		特化則
1. リスト作成	新規に取扱いを開始する前に「化学物質保有状況調査表」を作成する 様式第1号 化学物質保有状況調査表	
2. 掲示	「関係者以外立入禁止」の表示 様式第12号 関係者以外立入禁止 「特定化学物質取扱い注意事項等」の表示	第24条 第38条の3
3. 作業記録	特別管理物質取扱い使用者の作業記録を作成し、所定の年数保存。	第38条の4
4. 局所排気装置 検査・点検	局所排気装置の定期自主検査 (1年以内に1回)を実施する。 作業主任者は、1ヶ月に1回月次点検を実施する。 様式第11号 局所排気装置	第29条 第30条
5. 作業環境測定	特定化学物質を取り扱う作業場の作業環境測定を6月ごとに実施。結果を3～30年間保存。	第36条
6. 特殊健康診断	使用者に特殊健康診断を受診させる 健診結果を保存。5～30年間	第39条

作業環境測定の実施について

2階 開放実験室は、6か月を超えない期間ごとに1回、作業環境測定を実施します。


第6章 第22条 有機溶剤の管理

労働安全衛生法における有機溶剤の定義は、重量の5%を超えて含有するものです。種類は、第1種、第2種及び第3種に分けられます。

有機溶剤に使用量・使用頻度により、有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤取扱い作業場となり、特別な管理が必要になります。

有機溶剤
アセトン トルエン メタノール など

使用者が実施すべき項目		有規則
1. 設備の使用	作業時は、局所排気装置を使用する	第5条 第18条
2. 保護具	作業時は、適切な保護具を使用しなければならない 保護衣（白衣等）、保護めがね 保護手袋、呼吸用保護具	第33条
3. 喫煙等の禁止	実験室内では飲食は禁止	
4. 特殊健康診断	第1種、第2種有機溶剤を取り扱う使用者は、特殊健康診断を受診する	第29条

使用責任者・統括管理者が実施すべき項目		有規則
1. リスト作成	新規に取扱いを開始する前に「化学物質保有状況調査表」を作成する 様式第1号 化学物質保有状況調査表	
2. 掲示	「有機溶剤区分」の表示 「関係者以外立ち入り禁止」の表示 様式第13号 関係者以外立入禁止 「有機溶剤取扱注意事項等」の表示 	第25条 第24条
3. 局所排気装置 検査・点検	局所排気装置の定期自主検査(1年以内に1回)を実施する。 作業主任者は、1ヶ月に1回月次点検を実施する。 様式第11号 局所排気装置 	第20条
4. 作業環境測定	常時作業、許容消費量を超えた場合作業環境測定を実施。 結果を3年間保存。	第28条
5. 特殊健康診断	使用者に特殊健康診断を受診させる 結果を5年間保存。	第29条

作業環境測定の実施について

2階 開放実験室は、6か月を超えない期間ごとに1回、作業環境測定を実施します。

第6章 第23条 危険物の管理

消防法に定める「危険物」には、可燃性又は引火性を有する可燃性物質、他の物質の燃焼を促進させる支燃性物質の2種類が該当します。

1. 危険物購入時の留意事項

施設内の危険物の保管量は、化学物質管理規則 第23条により「**指定数量の20%を超えないものとする。**」とされています。従って、危険物を大量に購入する場合は、事前に統括管理者に連絡して下さい。

様式第14号-1 危険物（消防法対象）保有状況調査表

様式第14号-2 危険物（消防法対象）在庫確認簿

2. 危険物等の届出等

バイオフロンティア施設内に保管される危険物の**指定数量の倍数**によって「許可」と「届出」になります。

鳥取県西部広域行政管理組合への**許可 1.0以上**の場合

鳥取県西部広域行政管理組合への**届出 0.2以上**の場合

3. 危険物の指定数量の倍数の計算

「指定数量」とは、危険物の貯蔵又は取扱いに際し、その物質の危険性に応じて定められた数量（消防法第9条の4）「種別」「性質」「品名」によって異なります。

指定数量の倍数の計算方法（消防法第10条第2項）

$$\text{指定数量の倍数} = \frac{\text{A物質貯蔵量}}{\text{A物質の指定数量}} + \frac{\text{B物質貯蔵量}}{\text{B物質の指定数量}} + \frac{\text{C物質貯蔵量}}{\text{C物質の指定数量}}$$

（指定数量未満の場合は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例に従う。）

例) メタノールの指定数量は、400L。

指定数量の倍数 0.2 未満にするためには、 $400\text{L} \times 0.2 = 80\text{L}$ 未満です。

500mL の試薬ビンに換算すると 159 本まで

3L ガロン瓶に換算すると 26 本まで

一斗缶（18L）に換算すると 4 缶まで

施設内の保管量は、

80L 未満とします

危険物の分類等	種別	性質	品名
	第一類	酸化性固体	過塩素酸ナトリウム 硝酸ナトリウム など
	第二類	可燃性固体	硫黄 マグネシウム など
	第三類	自然発火性 及び 禁止水性物質	カリウム ナトリウム など
	第四類	引火性液体	二硫化炭素 アセトアルデヒド メタノール エタノール など
	第五類	自己反応性物質	トリニトロトルエン アゾベンゼン など
	第六類	酸化性液体	過塩素酸 硝酸 など

第6章 第25条 高圧ガス、液体窒素その他のガスの管理

高圧ガス等を使用する場合は、以下の事項を実施する。

1. 高圧ガス等の受け入れ及び引き渡しを台帳に記入する。

様式第15号 高圧ガス容器管理台帳

2. 高圧ガス容器は場所を決め、原則として立てて固定。
3. 1年以内に1回、高圧ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器）等の点検を実施する。



不適切な使用方法

ポンベスタンドを利用する。

床面にアンカーボルトで固定すると、

震度5（メーカー情報）までポンベの転倒防止が確認されている。

液体窒素を取り扱う際には、必ず**専用の保護手袋**を使用する。

軍手は、使用不可

軍手の繊維が凍結し、指等の凍結防止の効果がない。

液体窒素専用の手袋は、デュワーびん等の**すぐそばに保管**すること。



手袋は、革もしくは**超低温手袋**等が望ましい

指等の凍傷防止や安全面や使いやすさ等を考慮し、手袋の材質を選びましょう。

液体窒素のデュワーびんの注意事項として

デュワーびんの口からは、常に**少量の窒素が出ています**。

酸素欠乏の災害を防止するために、保管は換気設備（全体換気等）がある場所に保存する。



第6章 第26条 処分・廃棄

実験系の洗浄液（排水）は、

- 3次洗浄水まで → 廃液タンクへ → 専門業者へ委託
- 4次洗浄水以降 → pH確認後、異常なければ放流

当施設では、モニター槽で最低限の水質確認を行い、公共下水道に排出しています。

関係法令
水質汚濁防止法
下水道法
環境関連法令

廃液について実施すべき事項	
使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・規則に従い、適切に廃液の処理・管理を実施する ・処理手順は、「廃液の貯留、回収について」、 「実験廃液の分類について」（※当施設 HP 参照）に従う ・実験室内・施設内の漏洩防止のため、 タンクは常時蓋をする。 ・液体培地は、必要に応じて滅菌し、 pH 5.8～8.6に調整する。 多量の水道水で、希釈し放流する。 希釈の目安として約5～10倍。 <p>※ 固形培地は、滅菌処理し一般廃棄物として処理する。</p>
使用責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を委託時には、廃液に含まれる化学物質の取扱い上の注意点を通知しなければならない。
統括管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・実験排水モニター槽の信号を監視する。 ・異常等が検知された場合は、速やかに当該系統の実験を中止させる。 ・槽内の異常措置等の対応を指示する。 ・異常（事故）の原因究明を実施する。 ・施設長に報告する。
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・実験系廃液は、専門業者に委託する。



廃液の貯留、回収について

実験系廃液の処理手順は、以下の通り。

- ① 種類ごとに専用の廃液タンクに一時的に保管する。
- ② 定期的に専門の処理業者に回収を委託する。

使用責任者 廃液タンクの管理 実施すべき事項	
設置場所	施設側が指定した場所
種類	化学物質分類によって、必要な種類及び数量を準備する
使用者への指導	当施設が定める実験系廃液処理のフローチャートに従い指導・教育を実施する。 化学反応等による危険有害性等のおそれについても、同時に教育を実施する。
病原微生物等	汚染されている恐れがある廃液の混入禁止

- ◎ 当施設内では、廃棄可能な廃液の分類、回収方法は別途定める「実験廃液の分類について」を確認の上適切に処分すること。
- ◎ 遺伝子組換え実験に係る物質を含む廃液、施設で回収できない廃液については、各所属内で関係法令に従い適切に処分すること。

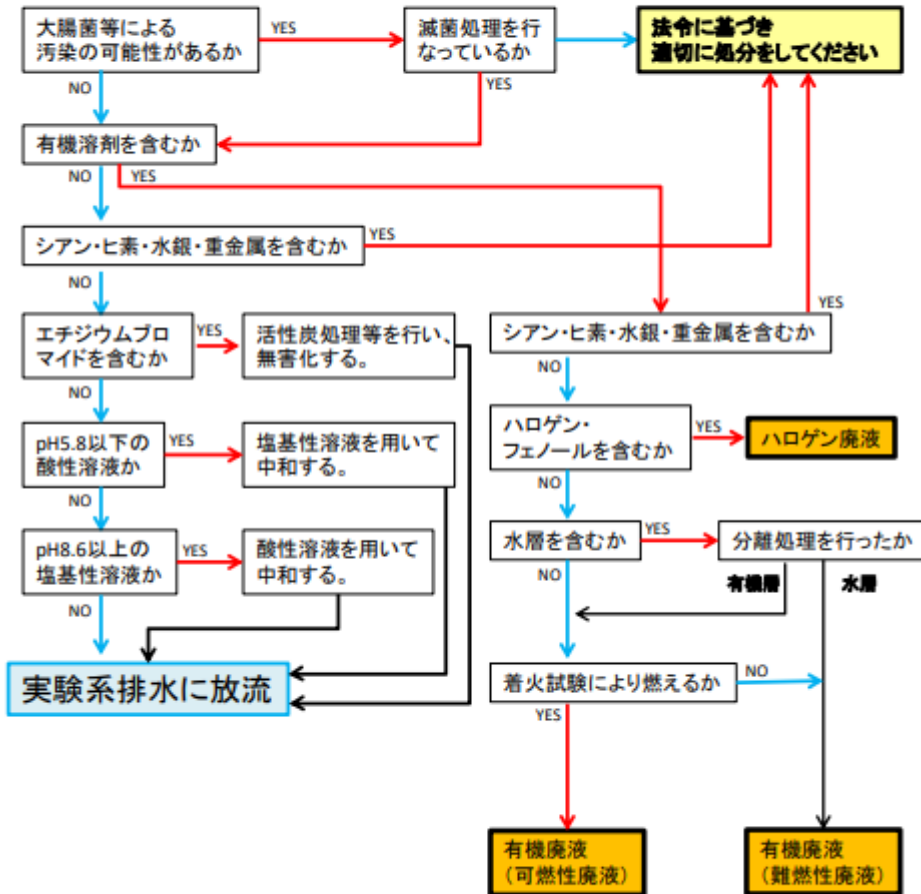
実験系廃液等の分別フローチャート

実験廃液の分類について

とっとりバイオフロンティア 2025.10.9

実験によって発生した化学物質を含む**全ての廃液**、廃液の入っていた**容器をすすいだ水(2回目まで)**は実験廃液とみなし、以下の手順で分類を行なってください。(固形物は除いてください。)

YES →
NO →



特別な措置が必要な廃液(シアン・ヒ素・水銀・重金属廃液、その他)が発生する場合は、**当施設では処分できません**。実験者の方が持ち帰り、関係法令に従い適切に処分してください。

当施設内で回収・廃棄可能な廃液 (分類例)

とっとりバイオフロンティア 2025.10.9

分類	試薬名等	備考	
ハロゲン系廃液	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、クロロホルム、塩化メチレン、二塩化エチレン、クロロエチレン、メチルクロロホルムなど	pH5.0～9.0に調整すること。	所定の容器に入れて廃棄してください。
	フェノール、クレゾールなど		
有機廃液 (可燃性廃液)	ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、シクロヘキサン、酢酸、酢酸エチル、ジメチルエーテル、アセトン、エタノール、メタノール、イソプロパノール、ブタノール、ホルムアミドなど	水溶液の濃度ではなく、燃えるか否かで判断してください。	
有機廃液 (難燃性廃液)	ホルマリン、大量の水を含む水溶性溶液(アセトン、ベンゼン、ヘキサン等)		

※ご不明な点がございましたら、まずは推進室へご相談ください。

特別な措置が必要な廃液(シアン・ヒ素・水銀・重金属廃液、その他)が発生する場合は、**当施設では処分ができません**。実験者の方が持ち帰り、関係法令に従い適切に処分してください。

おわりに

化学物質の有害性は、急性中毒と慢性中毒に分類されます。

慢性中毒は、時間をかけて健康を蝕み、疾病となって現れるまで、長い期間が経過し、生涯にわたってその人を苦しめます。

このマニュアルに全ての化学物質の取扱い方法が書かれているわけではありません。

実験室では、危険・有害性情報が不明な化学物質を取り扱うこともあります。

化学物質の取扱いの基本を遵守し、自らの安全、会社の安全、施設全体の安全を守ってください。